

説 明 書

1 業務の概要

（1）業務名

「足立の花火」花火打上等業務委託

（2）業務目的

本委託契約は、一般財団法人足立区観光交流協会と足立区が共催で行う「足立の花火」において、関係法令を遵守し花火打上および打上に係る煙火の手配、運搬・設置、撤去等の業務を事故なく行うことを目的とする。また、あわせて委託者が別に委託する空間演出（レーザー）事業者と連携のうえ、特色と迫力ある花火を打ち上げることで「足立の花火」の知名度を高め、足立区の魅力を幅広く区内外にPRできる演出を施すことを目的とする。

（3）業務内容

別紙、「仕様書（案）」のとおり

（4）履行期限

契約締結日から花火打上の報告業務完了まで

（5）提案限度価格

80,000,000円（税込み）

（6）最低制限価格の設置の有無及び有の場合の最低制限価格

なし

（7）業務実施上の条件

ア 主要な技術者の資格条件

火薬類取締法（昭和二十五年五月四日法律第百四十九号）に定める火薬類取扱保安責任者（乙種以上）

イ 現地調査の有無

あり

2 参加表明書に関する事項

（1）参加表明書の作成様式

ア 別紙1「参加表明書」

イ 財務諸表（直前決算から3年間分の貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表等）を2部

※ 個人での参加は不可とする。ただし、共同企業体等（JVまたは法人格のない組合等）は可とする。その際は、2社の場合は2社分、3社の場合は3社分の財務諸表を提出すること。なお、4社以上になる場合は、窓口及び統括になる1社分、花火打上等の施工の中心となる2社分の合計3社分の財務諸表を提出すること。1社で複数を中心として担う場合は、次点となる企業の財務諸表を必ず前述の会社分提出すること。

ウ 技術資料

技術資料1 「事業者概要等整理表」

技術資料2 「受託業務実績表」

技術資料3-1 「実施体制表（責任者・主担当者等）」

技術資料3-2 「実施体制表（花火製造等および当日の打上業務実施体制）」

技術資料3-3 「再委託先基本情報」

技術資料4-1 「配置予定者調書（責任者）」

技術資料4-2 「配置予定者調書（主担当者）」

技術資料5 「安全管理および事故防止対策等調書」

エ 事故防止マニュアル（様式自由）

オ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）を2部

(2) 参加表明書及び提出書類の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年9月4日（金） 正午まで

イ 提出場所 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

一般財団法人足立区観光交流協会（足立区役所南館4階）

ウ 提出方法 郵送または窓口を持参すること。

郵送の場合 令和8年9月4日（金）必着

持参の場合 令和8年9月4日（金）正午まで

エ 提出部数

2(1) アの参加表明書を表紙として、ウ及びエをWクリップ等でとめて正本1部、副本15部を提出すること。それ以外の提出書類の部数は、記載のとおりである。提出は担当に事前連絡の上、持参とする。

※ 正本1部には会社代表者印を押印すること。

※ 副本は、提案者が特定できる項目（企業名、ロゴマーク等）を全て削除して提出すること。

(3) 問い合わせ先

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 一般財団法人足立区観光交流協会

電話 03-3880-5853（直通）

メール info@kanko-adachi.jp

担当 観光イベント課 阿部

3 提案書の提出者に要求される資格要件及び提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 提案書提出者に要求される資格要件

ア 特別の理由がある場合を除くほか、当該に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、足立区または足立区観光交流協会（以下、「協会」という。）に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（2）提案書の提出者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点	指標	評価配分
業務実績	同種、類似業務の実績はあるか	同種・類似業務の実績	30%
経営状況	財務諸表から経営状況が安定しているかどうか	直前含め過去3年分の財務諸表	15%
業務遂行力	花火玉の仕入先や当日の現場作業員等の再委託、協力事業者を含め、当該業務を遂行できる体制であるか 有資格者を適切に配置し、十分な人員が確保されているか	再委託先、協力事業者有資格者の配置および人数	30%
危機管理体制	独自の事故防止マニュアルの内容が妥当である	事故防止マニュアル	25%

※ 評価項目「経営状況」については、税理士により財務諸表を診断した結果、経営状況が不安定で業績信頼性に不安があると、「足立の花火」花火打上等業務委託事業者選定委員会において認められた場合には、失格とする。

※ 提案書提出者の選定については原則、全選定委員の評価の合計点が6割以上であることを条件とする。

（3）提案書提出者の数

「足立の花火」花火打上等業務委託事業者選定委員会において、提案書提出者を選定するための評価基準に基づき審査を行い、その合計点が高いものから順に原則、上位5社を提案書提出者として選定する。

4 非選定理由に関する事項

（1）参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、一般財団法人足立区観光交流協会会長（以下、「会長」という。）から通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に、書面により、会長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

ア 受付場所 上記2(2)イに同じ

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(休日を含まない)に持参すること。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。

(4) 上記(3)の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に会長に対して申立てることができる。

5 提案書の作成等に関する事項

(1) 提案書等の作成様式

ア 別紙「提案書作成要領」記載に基づき提案書を作成すること。

イ 提案書はA4サイズ両面刷り10枚(20ページ)までに記載し、正本1部、副本15部を提出すること。また、保安距離図における煙火設置イメージ等をA3で行うことは可とするが、その際には片面印刷にし、提案書に折り込むこと。A3を使用した場合は1枚につきA4の提案書2ページ分とみなす。なお、正本は事業者名を記載したものとするが、副本は、提案者が特定できる項目(企業名、ロゴマーク等)を全て削除して提出すること。

ウ 特定審査時のプレゼンテーションにおいてパワーポイントを使用する場合は、紙媒体へアウトプットしたものを提案書と同数用意し、パワーポイントの電子媒体もあわせて提出すること。なお、パワーポイントのスライド数は制限しない。

エ プレゼンテーションにおいて、花火打上の実績映像の放映を行うこと。なお、映像についての放映は5分以内とし、内容は提案内容に近いものとする。また、音楽やレーザー演出等あればその部分も放映すること。

オ 提案見積書(書式は自由とするが、必ず代表者印を捺印すること)

(2) 記載上の留意事項

ア 仕様書及び提案書作成要領に留意して記載すること。

イ 提案書に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ 複数事業者で参加する場合は、各事業者を束ねる管理責任者を1名以上配置すること。

エ 提案内容は、一事業者につき一提案とし複数案は認めない。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和8年10月28日(水)午後5時まで

※ 提出期限後の差替え及び追加は認めない。

イ 提出場所 上記2(2)イに同じ

ウ 提出方法 午前8時30分から午後5時まで(休日を含まない)に持参すること。

エ ヒアリング(プレゼンテーション)

令和8年11月9日(月)

プレゼンテーションは1提案者につき、技術資料4-1に記載された責任者を含む3人ま

で入室可能とする。なお、プレゼンテーションは技術資料４－１に記載されている者が行うこととし、質疑応答時の回答者は、この限りではない。

(４) 提出部数

正本１部、副本１５部を提出すること。提出は担当に事前連絡の上、持参とする。

※ 正本１部には会社代表者印を押印すること。

※ 副本は、提案者が特定できる項目（企業名、ロゴマーク等）を全て削除して提出すること。

(５) 問い合わせ先 上記２(３)に同じ

６ 提案書を特定するための評価基準

評価の基準	評価の視点	指標	得点配分
花火の構成等	打上花火の大きさ・種類、設置状況、プログラム内容、仕掛花火の活用は妥当か	打上花火の創造性、各玉の大きさと数量及び種類、仕掛花火・小型煙火等の演出、緩急のあるプログラム構成	４０％
演出	音楽や空間演出を活用した花火の演出向上を見込めるか	音楽花火や空間演出（レーザー等）に対応した演出の実行性、ワイドなロケーションの活用、４号玉等による見ごたえある演出	２０％
危機管理	事故防止、事故発生時、災害発生時の対処や体制は妥当か	安全な花火の実施に対する取り組みや災害発生時の対応は十分な体制が取られているか	１５％
実施体制	煙火消費に対する準備作業の実施工程及び運営体制は妥当か	煙火を消費するにあたり、花火打上当日までのスケジュール等の準備及び当日打ち上げを行う準備及び体制は妥当であるか	１５％
コスト	玉種の割合を考慮して十分な費用対効果が見込めるか	提案内容と提案見積書	５％
その他	その他環境への配慮等評価する特色があるか	上記までに評価しきれない部分等を総合的に評価し、加点する	５％
区内加点	区内に事業所があるか	足立区内に事業所がある	＋５％

※ 配点の合計数が第１位の者を優先交渉権者とする。同点の場合には提案見積価格等を総合的に判断して上位者を決定する。順位が第２位の者を次点とする。

また原則、全選定委員の評価の合計点が６割以上であることを条件とする。

7 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により、会長から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、会長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
- ア 受付場所 上記2（2）イに同じ
- イ 受付時間 上記4（2）イに同じ
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。
- (4) 上記（3）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に会長に対して申立てることができる。

8 この説明書に対する質問の受領期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- (1) 受領期間 令和8年8月21日（金）から令和8年8月28日（金）正午まで
- (2) 提出場所 上記2（2）イに同じ
- (3) 提出方法 FAXまたは電子メール
FAX 03-3880-5769
メール info@kanko-adachi.jp
- (4) 回答方法
令和8年8月28日（金）までに電子メールで回答する。併せて委託者ホームページで質問及び回答について一斉に公表する。

9 スケジュール（予定）

項目	日程
説明書の交付	令和8年 8月21日（金）から
説明書に関する質問期限	令和8年 8月28日（金）正午まで
参加表明書の提出期間	令和8年 8月21日（金）から 令和8年 9月 4日（金）正午まで
提案書提出者選定結果の通知	令和8年 10月 1日（木）頃
提案書の提出期間	令和8年 10月 5日（月）から 令和8年 10月28日（水）午後5時まで
ヒアリング（プレゼンテーション）	令和8年 11月 9日（月）
特定結果通知	令和8年 11月10日（火）頃

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を

受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。

- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。
- (5) 特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却希望の申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなし、協会にて適切に破棄をする。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより協会に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。
- (8) 被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、会長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。あわせて、協会の入札等に参加できないことがある。
- (9) 協会が「足立の花火」の事業を翌年度も予算化した場合且つ実施後の評価検証で優れていると判断した際には、最大2回を限度に契約を更新することができる。ただし、金額は初年度と同等とは限らず、協会及び特定事業者と双方協議のうえ決定する。